

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		管理計画の認定の取消し
根拠条例・規則等名		マンションの管理の適正化の推進に関する法律
条 項		第5条の10
所 管 部 課		建設局 建築部 住宅政策課 (電話：048-829-1518)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>処分基準は、以下による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法第5条の10の定めによる。 ・さいたま市マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細則の定めによる。 ・さいたま市マンション管理適正化指針の定めによる。
	設定等年月日	令和5年4月1日設定 年 月 日最終改正
備 考		